

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和6年7月31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 広島県福山市曙町1-13-15	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 エフピコ 代表取締役 社長 安田 和之

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	31台	0台	0台	31台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	0台	0台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。また、簡易点検で管理している機器以外の機器について、異常音や効きが悪くなったときは速やかに管理部署に連絡できるように、連絡先シールを貼り付けている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し、フロン管理担当に報告することとしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3か月に1回以上の簡易点検は管理部門で実施者を決め実施報告書を作成、また一定規模以上の機器については、機器ごとに定める期間ごとに1回以上の頻度で専門業者で実施。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にはフロン排出抑制法に従い、充填回収業者による回収を行い廃棄するようにし、また破壊証明書が充填業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認するようにしている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際には、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。事業所内に別の事業者が管理する自動販売機を設置する際には、ノンフロン製品を設置してもらうように促す。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。